入札（見積り合わせ）結果調書

事務事業名	旭川市水道局NW機器更改における賃貸借
契約方法 及び根拠条項	随意契約 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号及び旭川市水道局随意契約ガイドラインの随意契約を行うことができる場合の基準2（1）ア（エ）
契約の相手方	札幌市中央区北1条10丁目1番地21 NTT・TCリース㈱北海道支店　支店長　池田　和聡
契約金額	総額18,453,600円（うち消費税及び地方消費税の額1,677,600円）
賃貸借期間	令和8年11月1日から令和13年10月31日　まで
契約担当課	上下水道部　水道総務課
入札（見積）日時	令和8年5月29日

入　札　（　見　積　）　結　果

	業者名	第1回	第2回		入札等の執行状況
1	NTT・TCリース㈱北海道支店	16,776,000			決定
2					
3					
4					
5					
6					
7					

一者特命の随意契約とした理由	NW通信機器は全庁ネットワークの一部であり市長部局が管理統制しているため，その運用を受託する事業者から調達する必要があることから，市長部局が令和6年3月に実施した「全庁ネットワーク基盤機器等の賃貸借及び保守運用業務に係る公募型プロポーザル」で選定した，東日本電信電話株式会社（NTT・TCリース㈱北海道支店）と一者特命随意契約により賃貸借契約を締結する。